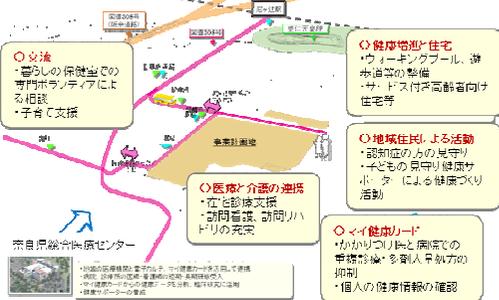


Ⅹ 爽やかな「都」をつくる 26 奈良モデルの実行 (131) 奈良県総合医療センター跡地のまちづくり

これまでは

奈良県総合医療センター跡地のまちづくりの検討を進めてきました。

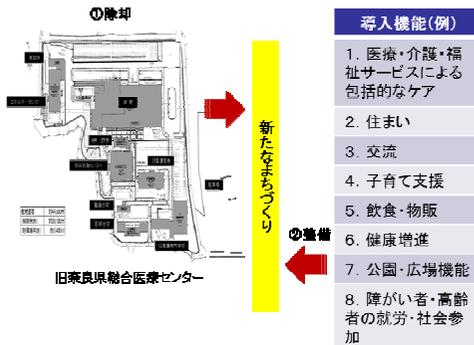
奈良県総合医療センター跡地を活用したまちづくりイメージ



奈良市と協同して、まちづくり計画を進める必要があります。

もっと良くするために

- ・ 県・奈良市連携による地域包括ケアシステムの拠点づくりをコンセプトとして、まちづくりを進めます。
- ・ 並行して、旧病院建物の除却工事及び関連調査等を着実に進めます。



令和3年度予算案 967百万円

R3予算案 966,900千円

移転した奈良県総合医療センターの跡地(県有地)を活用し、高齢者だけでなく障害者や子育て世帯など、多様な人々がこのまちで生活し、要介護状態や認知症になっても、共に助け合いながら最後まで生きがいを持って住み続けられるような、地域包括ケアの行き届いた医療・介護・福祉のまちづくりを、官民協働で、奈良市と県が連携しながら目指す ※ 県と奈良市によるまちづくり包括協定締結済み(平成27年1月)

R3の取組

- 県有地利活手法検討 【県】 (4,800千円)
- 建物除却工事(R2~R4) 【病院機構】 (962,100千円)

<スケジュール>

- 平成29年度~令和2年度 建物除却設計、土壌汚染調査、土壌汚染対策工事
建物除却工事、家屋補償事前調査
- 令和3年度 県有地利活手法検討、建物除却工事
- 令和4年度 建物除却工事
- 令和5年度~ 新施設的设计、家屋補償事後調査・補償 等



導入機能(例)

1. 医療・介護・福祉サービスによる包括的なケア
2. 住まい
3. 交流
4. 子育て支援
5. 飲食・物販
6. 健康増進
7. 公園・広場機能
8. 障がい者・高齢者の就労・社会参加

<問い合わせ先>

医療政策局 病院マネジメント課 奥課長補佐(内線3122)

Ⅹ 爽やかな「都」をつくる 26 奈良モデルの実行 (132) 県域水道ファシリティ・マネジメント

これまで

令和3年1月に県と参加市町村で県域水道一体化の覚書を締結しました。

覚書の概要

- ・企業団を令和6年度迄に設立し、令和7年度迄に事業開始
- ・統合時において、水道料金は統一することを基本とする
- ・水道事業で生み出された資産等は、企業団にすべて引継ぐ
- ・統合に向けた協議検討を行うため、R3年度に(仮称)奈良県広域水道企業団設立準備協議会を発足させ、準備室を設置

県域水道一体化が達成できた場合、投資の削減や国の交付金の活用により686億円の効果が見込まれます。

[施設共同化]290億円(令和7～30年度)

- ・市町村浄水場の集約化による投資削減
- ・段階的に市町村浄水場を廃止
- ・送配水施設の最適化による投資削減



[交付金の活用]396億円(令和7～16年度)

- ・広域化事業交付金
- ・運営基盤強化等事業交付金

もっと良くするために

上水道エリア(895百万円) [債務負担行為 492百万円]

○県域水道一体化のメリット

- ◆水道料金の上昇抑制、老朽化施設の更新促進
- 現在の投資ペース110億円/年を160億円超/年にペースアップしても料金の上昇抑制が可能
- 試算結果(160億円超/年の投資ペース)
- 単独経営料金(R30)284円/m³ > 一体化統一料金(R30)237円/m³

◆運営体制の強化

- 業務・システム共同化、官民連携を進める
- 一体化実現に向けて課題となる事項の解決
- ・令和2年度の覚書に基づき、令和3年度より県と市町村で協議会を設立し、水道事業の統合に向けて具体的な協議検討を進める。
- 今後のスケジュール



簡易水道エリア(40百万円)

○簡易水道事業への支援

- ・公営企業会計の適用等の、国の制度改正への対応支援及び新県域水道ビジョンの目標である「受け皿体制」の検討

令和3年度予算案 935百万円 [債務負担行為 492百万円]

上水道エリア

R3予算案 895,412千円 [債務負担行為 491,836千円]

①(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画の策定(44,231千円、R4債務負担行為 47,762千円)

- 新県域水道ビジョンが示す「**県域水道の一体化**」に向け、R3年度より県・市町村による協議会を設立し、企業団の運営方針について協議・検討を実施

R4年度に基本計画を策定し、企業団参加の合意となる「基本協定」の締結に向けた取組を推進

検討項目	R2	R3	R4	R5~6	R7	
協議検討体制	・水道リミット ・検討会	・協議会(任意) <準備室設置>	基本協定締結	協議会(法定)予定	事業統合	
組織・職員	覚書締結	企業団の運営方針の取り纏め ⇒ 基本計画策定	基本協定締結	企業団設立手続き	企業団設立	
業務運営						・組織・職員 : 組織体制・事務所配置・システム統合等の方針作成
施設整備						・業務運営 : 業務分野毎に現状分析・課題整理、業務の標準化等の方針作成
財政運営						・施設整備 : 経年化施設の投資規模・優先順位整理・国交付金活用による投資計画作成
		・財政運営 : 組織体制・投資計画等の整備方針を反映した財政運営計画作成	各種システム構築		(企業団事業の開始)	

②県域水道最適化を目指した施設整備(851,181千円、R4債務負担行為 444,074千円)

- 市町村水道の水源の県営水道への転換及び市町村水道との連携に伴う送水施設整備

簡易水道エリア

R3予算案 39,985千円

③簡易水道事業への支援

公営企業会計の適用等**国の制度改正に簡易水道事業を実施する11村が足並みをそろえて対応できるよう支援** 経営実態も踏まえ、新県域水道ビジョンの目標である「受け皿体制」構築に向けた取組を推進

○簡易水道固定資産台帳等の共同整備(38,536千円)

公営企業会計適用等に必要となる村の台帳整備にかかる業務を県が受託して共同で発注

○広域連携方策の検討(1,449千円)

簡易水道事業の広域連携方策の検討に向け、広域化の先進事例の情報収集及び連携に向けた市町村との協議を実施

<問い合わせ先>

- ①② 水道局 業務課 浦山主幹(0742-20-4625)
- ③ 水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 中川課長補佐(内線2543)